

株式会社皇寿

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1、目的

株式会社皇寿が運営する住宅、地域密着型通所介護、訪問介護の各事業所（以下「事業所」という。）は、入居者及び利用者並びに従業員等（以下「利用者等」という）の安全確保のため、平常時から感染症予防に努める他、感染症が発生した際には迅速に必要な措置を講じるための体制を整備し運用する事を目的とし、感染症の予防及びまん延防止のための指針を定める。

2、感染症対策委員会の設置

感染症の発生を未然に防止すると共に、発生時における対策の検討をおこなうため感染症対策委員会を設置する。

1) 委員構成

委員長：代表取締役
副委員長：訪問介護管理者（代行者：通所介護主任）
感染委員：通所介護主任（代行者：生活相談員）
訪問介護サービス提供責任者
厨房管理者（必要に応じて招集）

2) 委員会の開催

6カ月に1回定期開催すると共に、感染症の発症その他、感染予防・まん延防止措置のため必要と委員長が認めた場合都度臨時委員会を開催する。

3) 感染委員会の業務

- ア) 事業所内感染対策の立案
 - イ) 指針・マニュアル及び感染症業務継続計画（BCP）等の整備、見直し
 - ウ) 利用者等の健康状態の把握
 - エ) 感染症発生時の措置（対応・報告など）
 - オ) 研修・訓練の立案及び実施
 - カ) 感染防止に関する情報収集及び職員への周知
 - オ) 感染症対策実施状況の把握及び評価

3、訓練及び研修

従業員に対し、感染症対策の基本的内容などの知識の普及・啓発をすると共に、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とし、「感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練」を、以下の通り実施する。

ア) 全従業員を対象とした研修及び訓練（シミュレーション）を年1回以上実施する。

イ) 雇用形態を問わず、新規採用者に対し採用1ヵ月以内に、感染対策の基礎に関する教育をおこなう。

4、基本対応

ア) 平常時の対応

1. 事業所内の清掃、整理整頓及び消毒の実施
2. マスク着用、手洗い、手指消毒など標準予防策の実施
3. 利用者等の健康状態確認
4. 感染予防に対する啓発、各種予防接種の推奨

イ) 感染症発生時の対応

1. 感染症発症状況の把握
2. 感染症まん延防止対策の実施
3. 行政機関や保健所、医療機関などとの連携
4. 業務継続計画（BCP）の発動

5、当指針の閲覧に関する事項

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧する事ができるようにする。また、入居者及び家族等の関係者がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は2023年4月1日より施行する。

改訂

本指針は2026年1月1日より施行する。